

お知らせ

令和8年2月2日

信越総合通信局

※2月3日 追記

※2月4日 追記

電波利用料債権の催促状、督促状の 送付停止について

(令和8年1月21日からの大雪に係る対応について)

令和8年1月21日からの大雪に関して、管内の以下の自治体に対して災害救助法が適用されたことに伴い、下表のとおり、電波利用料債権の催促状及び督促状の発送を停止する措置を執りましたので、お知らせします。

災害救助法適用市町村	災害救助法適用日	発送停止措置の期限
<新潟県> 小千谷市、魚沼市	令和8年2月2日	令和8年4月3日まで
<新潟県> 長岡市	令和8年2月3日	令和8年4月4日まで
<新潟県> 上越市	令和8年2月4日	令和8年4月5日まで

以上、4市

連絡先 信 越 総 合 通 信 局

総務部 総務課 財務室

電 話 026-234-9934